

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-②)

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓
政策の概要 【施策の概要】	農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用
政策に係る内閣の 重要政策 【施策に係る内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(2) ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年11月30日決定、令和5年12月25日改訂)

施策(1)	農林水産物・食品の輸出促進											
目標①【達成すべき目標】	輸出の促進、輸出の取組の強化											
測定指標	ア 農林水産物・食品の輸出額		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
		実績値		1兆円	1.2兆円	1.4兆円	1.5兆円					
		達成度合い		(B: 50.0%)	(B: 60.0%)	(B: 70.0%)	(B: 75.0%)	(:)				
年度ごとの目標値			0.9兆円	2兆円	2兆円	2兆円	2兆円	2兆円	2兆円		B	F ↑ 一直
把握の方法	出典:貿易統計(財務省) 作成時期:調査年度の3月頃 算出方法:貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考	年度ごとの目標値において、農林水産物・食品の輸出額は、その時点での世界的な政治・経済の状況より変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしている。											
目標②【達成すべき目標】	グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開											
測定指標	ア「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」のメンバー企業の海外進出数		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度			
		実績値		151社	158社	170社	187社					
		達成度合い		(A: 108.6%)	(A: 102.6%)	(A: 100.0%)	(A: 101.1%)	(:)				
年度ごとの目標値			124社	139社	154社	170社	185社	200社	200社		A	S ↑ 一直
把握の方法	出典:農林水産省調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:東洋経済「海外進出企業総覧【国別編】」により、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法人(日本企業の出資比率が10%以上の現地法人)を設立している企業数を集計											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												

施策(2)	知的財産等の保護・活用										
目標①【達成すべき目標】	戦略的な知的財産の活用を推進										
測定指標	ア 地理的表示産品の国内登録数	年度	基準値 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値 11年度	達成	指標－ 計算分類
		実績値		105 産品	117 産品	128 産品	145 産品				
		達成度合い		(A: 92.9%)	(A: 90.0%)	(B: 88.3%)	(A: 92.4%)	(:)			
	年度ごとの目標値		94 産品	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	200 産品	A	S↑一直
把握の方法	出典:特定農林水産物等登録簿(農林水産省輸出・国際局) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:特定農林水産物等登録簿より登録産品数を集計										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値(登録件数)/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	海外における育成者権取得や侵害対応を促進										
測定指標	ア 輸出重点品目の海外での1品 種あたりの平均品種登録国数	年度	基準値 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	目標値 9年度	達成	指標－ 計算分類
		実績値		1.4 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国				
		達成度合い		(A: 116.7%)	(A: 107.7%)	(A: 107.1%)	(A: 106.7%)	(:)			
	年度ごとの目標値		1.1 カ国	1.2 カ国	1.3 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国	2 カ国	A	S↑一直
把握の方法	出典:農林水産省輸出・国際局 作成時期:調査年度末頃 算出方法:農林水産省により確認した登録数を集計										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値(登録国数/登録品種数)/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
		(判断根拠) 測定指標数4個のうち、Aが3個、Bが1個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。		
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	-		
	次期目標等への反映の方向性	-		
学識経験を有する者の知見の活用		-		
政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報		-		
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、海外の規制・ニーズに対応した大規模輸出産地の形成、生産から販売までの一気通貫したサプライチェーンの連結強化、マーケットインによる海外での販売力の強化等の取組を支援するための事業を要求する。		
	税制	-		
	その他 (法令、組織、定員等)	-		
担当部局名	輸出・国際局(大臣官房新事業・食品産業部、農産局、水産庁) 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課ファイナンス室／新事業・国際グループ／食品流通課／食品製造課、輸出・国際局輸出企画課／輸出支援課／規制対策グループ／海外連携グループ／知的財産課、農産局穀物課／園芸作物課／果樹・茶グループ／企画課／農業環境対策課、水産庁加工流通課】		政策評価実施時期	令和6年8月

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。